

令和7年度発達障害児地域診療体制強化事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度発達障害児地域診療体制強化事業業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

3 業務の目的

地域に発達障害の診療等が可能な医療機関が少ないため、専門医療機関(県立こども医療福祉センター、長崎市ハートセンター、佐世保市子ども発達センターを指す。)の初診待ちが長期化し、発達障害児が療育へ繋がるために時間を要している。

そのため、発達障害の診療等に取り組もうとする地域の小児科医等に対して必要な研修等を実施し、研修を修了した医師で構成する「長崎県こどもの発達障害診療ネットワーク(以下、ネットワークとする。)」登録医として認定することで、発達障害児の早期診療、早期療育を実現することを目的とする。

【想定する主な対象者】

- ・県内の小児科医等

【期待する効果】

- ・地域の小児科医等が発達障害児の診療を行うことで、早期療育へ繋がる。
- ・専門医療機関の初診待ち期間が短縮することに繋がり、専門医療機関での診察や治療等が必要な児童が適切に受診できるようになる。

4 業務の内容

上記の目的のため、下記研修に係る調整・実施を行う。

なお、調整・実施とは次のこととする。

- ・研修実施のために専門医療機関と研修内容を企画し、受講のための資料作成、用意、印刷等を行う
- ・受講者の参加を募るための周知、医療機関等への働きかけ
- ・県内の小児科医等が研修を受講できるよう、現地での撮影、オンライン配信及びオンデマンド配信
- ・ほか、発達障害の診療可能な医師として認定するまでのすべての業務

(1) 座学研修

ア 仕様等(案)

研修回数：全8回程度(月1回程度)

時間：1時間～1時間半程度(質疑応答含む)

会場において、座学研修を実施する際のサポート等を行うこと。また、研修の受講はオンラインを想定し、そのための配信を行うこと。

後日、振返り受講ができるようにオンデマンド配信を行うこと。オンデマンド配信については、研修実施後にその結果を踏まえて内容を補正するなど撮影の方法は研修講師等との打ち合わせによって決定すること。

イ 留意事項

- ・小児科医等が、発達障害の診療等を行うために必要な知識等を身につけるための研修として構成すること。
- ・研修受講者は既に医学に関する知識がある医師であるが、県下一定の診療水準を担保するために、改めて本研修を受講する必要があるという点を踏まえて構成すること。

ウ 謝金・旅費

- ・研修講師への謝金は、受託金額の範囲内で、発注者が指示する金額を、受託者から研修講師へ支払うこと。
- ・研修講師への旅費は、受託金額の範囲内で、発注者に事前に確認をとり、妥当性があると認められた行程、交通手段に基づき、原則、実費相当額を受託者から研修講師へ支払うこと。
- ・謝金・旅費は座学研修終了後に精算するものとする。精算報告時において、研修講師へ支払ったことを示す書類等を発注者へ提示すること。なお、謝金の見積額は下記のとおりとする。

謝金：1人・1回につき36,000円

(2) 陪席研修

ア 仕様等(案)

研修回数：延べ50回までとする

時間：半日程度

陪席研修は原則、県立こども医療福祉センターで行うこと。ただし、発注者からの指示があった場合、他の専門医療機関での参加が可能となるように、関係機関と調整をすること。

陪席研修に参加する各受講者の実施回数や研修時間等については、発注

者及び関係機関と調整を行い決定すること。
研修受講者は20人程度で、1人あたり5回程度を想定。

イ 留意事項

- ・ 陪席研修を行う専門医療機関及び陪席研修受講者と、受入れに係るスケジュール調整等を行うこと。
- ・ 研修受講者は既に医学に関する知識がある医師であるが、県下において一定の診療水準を担保するために、改めて本研修へ参加する必要があるという点を踏まえて構成すること。

ウ 研修受講経費・旅費

- ・ 研修受講者への研修受講経費は、受託金額の範囲内で、発注者が指示する金額を、受託者から研修受講者へ支払うこと。
- ・ 研修受講者への旅費は、受託金額の範囲内で、発注者に事前に確認を取り、妥当性があると認められた行程、交通手段に基づき、原則、実費相当額を受託者から研修受講者へ支払うこと。
- ・ 研修受講経費・旅費は陪席研修終了後に精算するものとする。精算報告時において、研修受講者へ支払ったことを示す書類等を発注者へ提示すること。なお、研修受講経費の見積額は下記のとおりとする。

研修受講経費：研修受講者1人・1回あたり22,000円

上記単価は陪席研修受講者が20名の場合であり、受講者が20名を超える場合には、委託契約額の範囲内で発注者の指示により単価の変動があり得る。

5 予算額

3,966千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

事業の企画・調整に関する費用のほか、情報収集にかかる費用、打ち合わせの費用等すべての経費を含む。

6 業務完了時に提出すべき書類

- (1) 提出物 業務完了報告書（別途契約書にて定める様式）
- (2) 提出期限 令和8年3月31日（火）
- (3) 提出方法 郵送又は持参
- (4) 提出場所 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1
長崎県 福祉保健部 障害福祉課 管理班
- (5) 業務完了報告書には、本仕様書が規定する要件を満たしていることが確

認できる資料を添付すること。

7 委託費の支払いについて

委託費の支払いは、業務完了後、上記6に記載する業務完了報告書等の提出及び県の完了検査合格後とする。

8 権利の帰属

- (1) 成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)の全ては、長崎県に帰属するものとする。受託者は県及びその指定する者に対して、成果物の著作者人格権の行使をしないこと。ただし、第三者の著作物を利用する場合には、当該第三者から受託者が適切な許諾を得ておくこと。
- (2) 成果物の作製にあたって、他人の著作権を含む知的財産権、肖像権その他のいかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

9 業務実施に当たっての注意事項

- (1) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 写真、情報等の使用に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者が手続きを行うものとし、当該著作権の使用等に係る経費については、契約金額に含むものとする。
- (3) 写真等の著作権、肖像権など、各種権利等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、長崎県は責任を負わないものとする。
- (4) 第三者が所有する写真、情報等を使用する場合は、受託者が当該第三者と調整した上で、受託者が準備するものとする。
- (5) 本業務の実施に必要な各種手続きは、原則として受託者が行い、当該手続きに係る費用は契約金額に含むものとする。
- (6) その他本業務の実施に係る費用は、原則として全て契約金額に含むものとする。
- (7) 業務にあたっては随時、長崎県及び関係者と情報共有を図り、了解を得ながら進めること。
- (8) 受託者は、長崎県が掲載を指示する事項について協議の上、対応することとする。
- (9) 受注者は、業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。